

● 継続申請時の安全点検と報告書の提出(規則4条)



設置者は、広告物（「管理者・点検者の要らない広告物」を除く。）について、継続の許可申請をしようとするときは、点検者による広告物の安全点検を実施し、「広告物等点検報告書」を作成して、点検者の資格を証する書類とともに、継続許可申請書に添付しなければなりません。

- (注1)点検報告書には、点検箇所の近接写真や設置状況が分かる全景写真の添付が義務付けられています。
- (注2)安全点検を実施した結果、異常が認められた場合は、点検者は、広告主（広告物の設置者）にその旨を報告し、速やかに改善の処置を行いましょう。この場合、点検報告書は、原則としてこの処置が済んでから提出してください。

● 広告物の除却(条例17条)

掲出の必要がなくなった広告物や、許可期間の満了した広告物は、広告物の所有者等が除却することが義務付けられています。不要な広告物を掲出したまま放置すると安全面のリスクが高まりますので、許可期間の満了又は掲出が不要になった時点から5日以内に除却し、除却届を提出してください。

● 屋外広告業を営むためには登録を受けなければなりません

(条例22条、22条の4、24条)

本市域内で屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければなりません。この登録は、本市域内において屋外広告業を営む営業所（「登録営業所」といいます。）のすべてについて受ける必要があります（複数の登録営業所についてまとめて登録を受けることができます。）。

また、登録を受けるためには、登録営業所ごとに、次に掲げる者のうちから「業務主任者」を選任することが必要です。

(注)登録営業所とは、市内に存する営業所に限りません。市外に存する営業所であっても、本市域内において営業を営む営業所であれば登録営業所に該当します。

業務主任者の要件

- (1)国土交通大臣の登録を受けた法人（登録試験機関）が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
 - (2)本市のほか、都道府県、政令指定都市又は中核市が開催した屋外広告物講習会の修了者
 - (3)広告美術に関し、職業訓練指導員免許の取得者、技能検定の合格者又は職業訓練の修了者
 - (4)屋外広告物講習会の修了者と同等以上の知識を有すると市長が認定した者
- (注)「屋外広告士」は、(1)に該当します。

■ 登録の有効期間

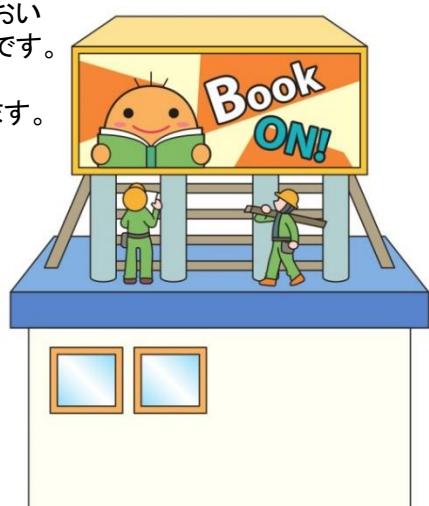
登録の有効期間は5年です。

したがって、登録を受けてから5年を経過した後、引き続き本市域内において屋外広告業を営もうとする場合には、更新の登録を受けることが必要です。

■ 登録の要件

次のいずれかに該当する場合等には、登録を拒否される場合があります。

- (1)登録を取り消された日から2年を経過していない場合
- (2)営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過していない場合
- (3)罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過していない場合
- (4)登録営業所ごとに業務主任者を選任していない場合



用語の定義

「屋外広告業」

広告主から広告物の表示・設置に関する工事を請け負い、これを屋外で公衆に表示することを「業」として行うことをいいます。この場合、元請け、下請けなどの形態は問いません。

●屋外広告業の登録を受けるためには申請が必要です

(条例22条の2、規則23条～23条の3)

新規・更新の登録を受けようとする場合には、所定の事項を記載した登録申請書(1部)に必要な添付書類(1部)を添付して、市長に提出しなければなりません。

また、更新の登録は、現に受けている登録の有効期間の満了日の30日前までに申請するようにしてください。

●登録申請には手数料がかかります (条例25条の5、条例別表2)

新規・更新の登録申請には、1回につき10,000円の登録申請手数料がかかります。

提出された登録申請書の内容を審査した後、納入通知書を発行しますので、金融機関で納めてください。金融機関が発行する領収書により納付を確認した後、屋外広告業登録済証を交付します。

書類の作成

1 登録申請書

2 添付書類

- ・誓約書
- ・業務主任者に関する書面(屋外広告物講習会の修了書の写し等)
- ・登録申請者の略歴書
- ・登記事項証明書(原本)※法人のみ
- ・住民票の写し(原本)
- ・他の地方公共団体における登録済証の写し等

●屋外広告業の登録に関する事務については、建設局総務部道路管理課で取り扱っています。
中央区北1条西2丁目
札幌市役所6階
TEL 211-2452

登録申請(持参・郵送)

内容審査

内容の修正・書類の提出等

記載漏れ・不備等がある場合

登録が拒否される場合があります。

受付

登録申請手数料の納付(10,000円)

受領証の交付 納入通知書の発行

郵送

領収書(写)の提出

※FAXによる提出も可

確認

屋外広告業登録済証の交付

■変更・廃業等の届出

登録事項に変更があった場合や、本市域内において屋外広告業を廃止した場合には、市長に「変更届出書」又は「廃業等届出書」(1部)を提出してください。(手数料はかかりません。)

なお、変更する事項によって、必要となる添付書類があります。

● 登録を受けた屋外広告業者の責務

(条例24条～24条の3、規則28条の2、28条の3)

登録を受けた屋外広告業者は、業務主任者の総括のもと、条例その他広告物の掲出に関する法令の規定を遵守することはもちろん、広告物の掲出に関する工事を適正に施工し、安全を確保するなど、業務を適正に実施しなければなりません。

また、登録営業所においては、登録を受けた業者であることを明らかにするため、登録番号等を記載した「標識」を掲示すること等が、義務付けられています。

■ 標識の掲示

登録営業所には、次の事項を記載した「標識」(屋外広告業登録票)を掲げなければなりません。

標識は、縦35cm以上、横40cm以上の大きさで、公衆の見やすい場所に設置するようにしてください。

- (1) 商号、氏名又は名称
- (2) 法人である場合の代表者の氏名
- (3) 登録番号
- (4) 登録年月日
- (5) 営業所名及びこの営業所に置かれている業務主任者の氏名



■ 帳簿の備付け

業務主任者は、広告物の掲出の契約ごとに、次の事項を記載した「帳簿」を作成し、登録営業所に備えなければなりません。

この帳簿は、各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間、登録営業所ごとに保存するものとします。

なお、帳簿は書面のほか、電子機器、CD-ROM等をもって作成しても構いません。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物の掲出の場所
- (3) 掲出した広告物の名称又は種類及び数量
- (4) 広告物を掲出した年月日
- (5) 請負金額



● 登録の取消し又は営業の停止命令 (条例25条の2)

次のいずれかに該当するときは、屋外広告業の登録を取り消され、又は6ヶ月以内の期間、その営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられることとなります。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- (2) 登録営業所ごとに業務主任者を選任していない等、登録を受けられない者となったとき。
(登録の要件については、15ページを参照してください。)
- (3) 変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

● 許可の取消しと措置命令 (条例18条、19条)

次のいずれかに該当するときは、屋外広告物の許可を取り消され、又はその広告物の移転、改修、撤去などの措置を命ぜられることとなります。

- (1) 許可を受けた際の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な手段で許可を受けたとき。
- (3) 許可を受けた広告物が、良好な景観又は風致を害したり、公衆に危害を与えるような危険な状態になったとき。
- (4) その他、条例又は規則に違反して広告物を掲出したとき。

● 報告及び検査(条例20条、25条の4)

市長が特に必要があると認めるときは、次のとおり、立入検査等が行われる場合があります。

(1) 屋外広告物の表示者等

広告物に関する報告又は資料の提出、広告物の存する土地又は建物への立入検査

(2) 屋外広告業者

営業に関する報告、営業所等への立入検査(帳簿・書類・物件の検査、質問)

● 違反広告物は除却されます(条例19条、法7条)

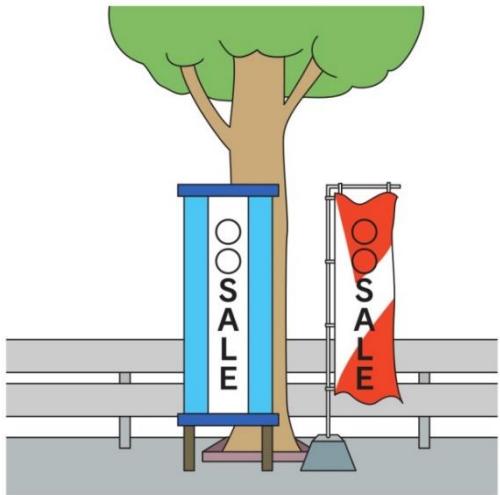


条例に違反した広告物で、その所有者又は管理者などが不明な場合、市長は、除却の期限を定め、その期限が過ぎたときは、この広告物を除却することができます。

■「はり紙」「はり札」「立看板」「広告旗」の除却

電柱や街路樹にはり紙、はり札、立看板を設置したり、道路上に広告旗を置くことは、街の良好な景観を害し、又は通行人等に危害を及ぼすおそれがあるため、条例により禁止されています。

本市では、屋外広告物法に基づき、これらの違反広告物の除却作業を行っています。



● 条例に違反すると処罰の対象になります(条例29条の2~34条)

■ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- (1) 登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合。
- (2) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けた場合。
- (3) 屋外広告業者が、営業の停止命令に違反した場合。

■ 50万円以下の罰金

- (1) 許可を受けずに広告物を掲出した場合。
- (2) 禁止区域又は禁止物件に広告物を掲出した場合。
- (3) 移転、改修、撤去などの措置命令に従わなかつた場合。

■ 30万円以下の罰金

- (1) 変更又は継続の許可を受けずに広告物を掲出している場合。
- (2) 許可を受けずに適用除外広告物に適用広告物を付した場合。
- (3) 広告物に許可証票を貼付していない場合。
- (4) 許可期間が満了した広告物又は許可の取り消された広告物を除却しない場合。
- (5) 屋外広告業者が、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。
- (6) 屋外広告業者が、営業所ごとに業務主任者を選任しなかつた場合。

■ 20万円以下の罰金

- (1) 屋外広告物の表示者等が、広告物に関する報告や資料の提出に応じない場合、又は虚偽の報告や虚偽の資料の提出をした場合。
- (2) 屋外広告物の表示者等が、広告物に関する立入検査を拒み、妨げ、忌避した場合。
- (3) 屋外広告業者が、営業に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした場合。
- (4) 屋外広告業者が、営業所等への立入検査を拒み、妨げ、忌避した場合、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合。

■ 5万円以下の過料

- (1) 屋外広告業者が、廃業等の届出を怠った場合。
- (2) 屋外広告業者が、標識を掲げなかつた場合。
- (3) 屋外広告業者が、帳簿を備えず、帳簿に記載・記録をせず、虚偽の記載・記録をし、又は帳簿を保存しなかつた場合。

■ 手数料に関する過料

詐欺その他不正の行為により、許可申請手数料又は登録申請手数料を払わなかつたときは、その5倍(当該5倍の金額が5万円を超えない場合は、5万円)以下の額の過料が科せられます。

●屋外広告物講習会(条例23条、規則24~27条)

「屋外広告物講習会」は、屋外広告業を営む方たちの技術、知識の向上のため毎年開催しているもので、本市では、例年2~3月頃に北海道と共に開催しています(詳細は、事前に本市ホームページ等でお知らせしています。)。内容は次のとおりとなっています。

- (1) 屋外広告物に関する諸法令
- (2) 屋外広告物のデザイン、色彩など表示に関する事項
- (3) 屋外広告物の構造、設置方法など施工に関する事項

■講習課程の一部免除

次に掲げる資格者は、屋外広告物講習会の課程のうち、「屋外広告物の構造、設置方法など施工に関する事項」の受講について、免除を受けることができます。(ただし、免除の申出をした方のみ。また、受講料の減額措置はありません。)

- (1) 建築士の資格を有する者
- (2) 第1種及び第2種電気工事士、特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者
- (3) 第1種~第3種電気主任技術者
- (4) 帆布製品の製造に関する、職業訓練指導員免許の取得者、技能検定の合格者、職業訓練の修了者

●屋外広告物審議会が設置されています(条例26~28条、規則29~31条)

本市では、屋外広告物に関するさまざまな施策を検討する機関として、「札幌市屋外広告物審議会」を設置しています。屋外広告物は、見る人によって多種多様な感じ方、受け止め方をするものです。また、個人の主観的要素や、表現の自由といった基本的人権の問題とも深く関わり合いがあるため、審議会の委員構成は、学識経験者や専門家、関係行政機関など幅広い分野にわたっています。

審議会では、主に、禁止区域の決定、広告物の許可又は適用除外に関する基準の作成や変更、あるいは地区指定制度の適用などの事項について検討し、市長に対する答申を行っています。

また、条例の改正などの際には、本市の広告景観がより優れたものとなるよう、専門委員会を作り、その内容の検討なども行います。

●広告物の掲出に関する関係法令等

広告物を掲出しようとする場合、条例に適合することはもちろんのこと、その大きさや掲出方法、掲出する場所によって、他の法令の規制を受けたり、許可等が必要となる場合があります。

これら、屋外広告物の掲出に関する主な法令等及び問合せ先は、次のとおりです。

| ■道路占用、道路使用などに関すること(道路法、道路交通法等) 広告物が道路上に突き出す場合など | | |
|---|---------------------------------|-----------------------|
| 道路占用許可申請 | ⇒市・道道…各区土木部維持管理課 ⇒国道…札幌道路事務所 | 裏表紙参照 TEL 854-6111 |
| 道路使用許可申請 | ⇒広告物の掲出場所の管轄警察署 | |
| ■建築確認申請に関すること(建築基準法) ……広告物の高さが4mを超える場合、その他広告物の構造等に関することなど | | |
| 建築確認申請 | ⇒都市局 道路確認担当課 | TEL 211-2864 |
| ■都市景観に関すること(都市景観条例) ……「景観計画重点区域」内に広告物を掲出する場合など | | |
| 事前協議 | ⇒まちづくり政策局 地域計画課 | TEL 211-2545 |
| ■風致地区に関すること(都市計画法、札幌市緑の保全と創出に関する条例等)風致地区内に広告物を掲出する場合、その他風致地区的範囲の確認など | | |
| 風致地区内行為許可申請 | ⇒建設局 みどりの活用担当課 | TEL 211-2522 |
| ■用途地域、地区計画などに関すること(都市計画法等)用途地域の確認、地区計画区域内での広告物規制の有無又はその基準の確認など | | |
| 地区計画区域内での行為の届出 | ⇒まちづくり政策局 都市計画課 | TEL 211-2506 |
| ■その他 | | |
| 国立公園区域内での広告物の掲出(自然公園法等) | ⇒環境省支笏湖自然保護官事務所 | TEL 0123-25-2350 |
| 宣伝車等の拡声放送の届出(生活環境の確保に関する条例) | ⇒環境局 環境対策課 | TEL 211-2882 |
| 空港周辺の高さの規制(航空法等) | ⇒陸上自衛隊丘珠駐屯地業務隊管理課 飛行場管理班 | TEL 781-8321(内線366) |

■ 許可申請先

屋外広告物の許可の申請先は、その広告物が掲出される区の土木部維持管理課(土木センター)です。

| | | |
|-------------|--------------|--------------------------|
| 中央区土木部維持管理課 | TEL 614-1800 | (中)北12条西23丁目 S・D・C北12条ビル |
| 北 区土木部維持管理課 | TEL 771-4211 | (北)太平12条2丁目 |
| 東 区土木部維持管理課 | TEL 781-3521 | (東)北33条東18丁目 |
| 白石区土木部維持管理課 | TEL 864-8125 | (白)本通14丁目南 |
| 厚別区土木部維持管理課 | TEL 897-3800 | (厚)厚別町下野幌45の39 |
| 豊平区土木部維持管理課 | TEL 851-1681 | (豊)西岡3条1丁目 |
| 清田区土木部維持管理課 | TEL 888-2800 | (清)平岡2条4丁目 |
| 南 区土木部維持管理課 | TEL 581-3811 | (南)南31条西8丁目 |
| 西 区土木部維持管理課 | TEL 667-3201 | (西)西野290の10 |
| 手稲区土木部維持管理課 | TEL 681-7411 | (手)曙5条5丁目 |



さっぽろ市
01-K01-21-1871
R3-1-165

発行／札幌市建設局総務部道路管理課
札幌市中央区北1条西2丁目 TEL011-211-2452
Eメール oku-kokoku@city.sapporo.jp
ホームページ <https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/kokoku>

令和3年11月発行